

「受動喫煙防止対策に係る条例の考え方」に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集の期間：平成 30 年 10 月 18 日（木）～平成 30 年 11 月 14 日（水）
- 2 提出された御意見の件数 677 件（413 人）
- 3 提出された主な意見の概要及び意見に対する県の考え方 （注）同趣旨の意見については類型化しています。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	受動喫煙防止対策として条例を制定すべき	<p>これまでの「やまがた受動喫煙防止宣言」（以下「宣言」という。）に基づいた取組みを通し、受動喫煙に関する県民の理解が深まり、一定程度の成果や意識の醸成が進んできたと考えています。その一方で、子どもや妊産婦等の受動喫煙防止対策や飲食店や職場等における受動喫煙防止対策は、さらに進める必要があると考えています。</p> <p>「宣言」による取組み成果を踏まえ、今後の効果的な受動喫煙防止対策を検討するため設置した「山形県受動喫煙防止対策推進委員会」からは、「宣言」による取組みでは十分とは言えない状況にあり、「条例」が必要との意見が多かったです。</p> <p>また、「宣言」では、学校・病院・児童福祉施設の敷地内禁煙等、改正健康増進法（以下、「改正法」という。）に先駆けて取り組んでまいりました。これまでの取組みとその成果を後退させることなく、さらに推進していく必要があります。あわせて、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について県民の皆様の理解の促進及び受動喫煙の防止に取り組む機運の醸成、喫煙者の喫煙マナーの向上を進めるなど、「条例の考え方」に示した内容で条例を制定し、受動喫煙の防止に向け、県を挙げて推進していくものです。</p>
2	子どもや妊産婦、健康上配慮が必要な方等を健康被害から守るために条例は必要	
3	「宣言」の取組みを後退させないため、条例の制定を望む	
4	全国に誇れる条例制定を望む	
5	改正法を超えた内容（喫煙室の設置不可等）の条例は不要	
6	引き続き「やまがた受動喫煙防止宣言」で取組みを推進すべき	
7	条例制定ありきの考えに疑問あり	
8	喫煙マナーが向上し、受動喫煙防止が図られてきており、新たな規制は不要ではないか	
9	条例制定で受動喫煙防止の取組みが推進されるのか	
10	喫煙者と非喫煙者が共存できる仕組みが必要ではないか	

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
11	改正法の他に条例があることで県民や観光客に混乱を与えてしまうのではないか	「条例の考え方」は、これまでの「宣言」による取組み及び成果を後退させることなく、「宣言」の内容をさらに推進していくものですので、県民や観光客に混乱を与えることはないと考えていますが、なお、改正法及び条例の内容について一体的に広く周知するよう努めてまいります。
12	受動喫煙防止は喫煙マナーの問題ではない。義務規定、罰則付き等厳しい条例とすべき	「宣言」の取組みをさらに推進していくために、県民、事業者、行政等が、それぞれの立場から、また、互いに協力し、一体となって、受動喫煙防止対策を行うものであり、罰則は考えておりません。
13	改正法が公布されて間もない時期での条例制定は、時期尚早である。条例制定は、改正法の施行状況を踏まえ検討すべき	改正法は、2020年春までに全面施行することとされており、学校や病院等は、来年中には改正法に基づく対策を講じることとされており、 「条例の考え方」では、学校や医療機関等は屋外も禁煙とするよう努めるものとしており、改正法に基づく取組みと条例による取組みを一体的に進めていくためには、この時期の条例制定が必要であると考えています。
14	医療機関、学校等子どもが利用する施設は、例外なく敷地内禁煙とすべき	「宣言」においては、受動喫煙による影響が大きい子どもや妊産婦、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方を受動喫煙から守るため、学校など子ども等が主に利用する施設及び病院等については、敷地内禁煙とする目標を定め、取組みを進めてきた結果、目標は概ね達成しました。
15	医療機関、学校等の敷地内への喫煙場所の設置を可能とすべき	これまでの「宣言」による取組み及び成果を後退させることなく、「宣言」の内容をさらに推進していくため、「条例の考え方」においても敷地内禁煙としております。
16	大学、行政機関等も、学校、医療機関等の取組みと同等の内容にすべき	なお、大学、行政機関は、子ども等が主に利用する施設ではなく、「宣言」においても改正法と同様の取組みとしておりましたので、改正法によるものとし、「条例の考え方」では示しておりません。
17	公共の場所、公共性の高い施設は屋内禁煙を徹底すべき	不特定多数の人が利用する公共性の高い施設では、これまでの「宣言」における取組み成果を後退させることなく、さらに推進するため、屋内禁煙の取組みを推進することとしております。
18	公共性の高い施設については、国同様に、喫煙専用室や加熱式たばこ喫煙専用室の設置を可能とすべき	
19	たばこ規制枠組条約に基づき屋内施設は完全禁煙とすべき	

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
20	不特定多数の人が利用する施設に屋外の喫煙場所を設置する場合には、基準を設けるべき	屋外の喫煙場所については、それぞれの施設の状況に応じた受動喫煙防止にふさわしい場所に設置していただくこととして、「条例の考え方」では示しておりません。
21	店舗、施設毎の禁煙、喫煙表示の徹底により受動喫煙防止は図られるので、改正法を超える条例は不要	飲食店については、これまでも「宣言」で、現実的な対策に取り組むこととしてきました。改正法の特例が適用される 100 ㎡以下の既存飲食店について、「受動喫煙防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」こととしているのは、それぞれの飲食店で、受動喫煙防止対策に取り組める範囲での対策に努めていただくものです。
22	飲食店も例外なく原則屋内禁煙とすべき	
23	既存飲食店については、国の特例措置のみとし、県独自規制はなくすべき	
24	職場等の事業所やパチンコ等娯楽施設は国同様の規制とすべき	職場等の事業所やパチンコ等娯楽施設は、改正法によるものとし、「条例の考え方」では示しておりません。
25	たばこ排除目的にしか思えない。たばこは、国が認めた嗜好品であり、また、たばこ税の収入を考えるべきである。改正法を超える条例は不要である	受動喫煙が県民の皆様の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止のための取組みを進めるものであり、喫煙そのものを規制するものではありません。
26	車両の排気ガスの対策が先ではないか	受動喫煙が県民の皆様の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止のための取組みを進めるものであります。